

総務常任委員会記録

令和5年 第5回定例会	
1 日 時	令和5年12月12日（火） 午前10時00分 開会 午後 1時31分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	横尾武男 委員長 藤田義昭 副委員長 橋本勝浩 委員 梶原隆 委員 舘野裕昭 委員 大貫毅 委員 谷中恵子 委員 津久井健吉 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	石川さやか 副議長 佐藤誠 議員 阿部秀実 議員 舩生雅秀 議員 早川勝弘 議員
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	萩原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	1人

総務常任委員会 説明員

副市長		福田 義一	1名
秘書室	秘書室長	益子 則男	1名
総合政策部	総合政策部長	秋澤 一彦	9名
	危機管理監	星野 栄一	
	総合政策課長	齋藤 史生	
	財政課長	半田 和之	
	いちご市営業戦略課長	柏熊 隆夫	
	地域課題対策課長	大場 隆光	
	デジタル政策課長	柿沼 紀子	
	地域課題対策担当	北島 礼弘	
	総合政策課総務係長	川田 孝郎	
行政経営部	行政経営部長	篠原 宏之	6名
	行政経営課長	網 浩史	
	人事課長	小泉 宏	
	税務課長	鈴木 智久	
	納税課長	小林 春彦	
	契約検査課長補佐	亀山 努	
市民部	市民部長	福田 浩士	5名
	生活課長	佐藤 美樹子	
	協働のまちづくり課長	松島 貴行	
	市民課長	青木 康子	
	人権・男女共同参画課長	斎藤 正幸	
経済部	農政課長	池澤 美紀子	1名
教育委員会	スポーツ振興課長	神山 悦雄	1名
会計課	会計管理者	渡辺 富夫	1名
議会事務局	議事課長	渡辺 稔近	1名
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	湯澤 紀之	1名
監査委員事務局	監査委員事務局長	仲田 順一	1名
消防本部	消防長	若林 雄二	6名
	消防総務課長	渡邊 靖	
	予防課長	曾篠 伸次	
	地域消防課長	大島 賢一	
	警防救急課長	稗田 隆	
	通信指令課長	永岡 和也	
合 計			34名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第8号）について
- 2 議案第112号 令和5年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 3 議案第113号 令和5年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第116号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 5 議案第117号 栃木県市町村総合事務組合理約の変更について
- 6 議案第118号 工事請負契約の締結について
- 7 議案第132号 鹿沼市指定金融機関の指定について
- 8 議案第134号 鹿沼市交通安全対策条例の一部改正について
- 9 議案第135号 鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 10 議案第136号 鹿沼市手数料条例等の一部改正について
- 11 議案第140号 鹿沼市大芦川流域の生活環境等の保全に関する条例の制定について
- 12 議案第142号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について
- 13 議案第149号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第9号）について
- 14 議案第150号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 15 議案第151号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 16 議案第152号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

令和5年第5回定例会 総務常任委員会概要

○横尾委員長 開会に先立ちまして、お願いをいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、マイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については、慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

今回は、改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます。

今回の改選によりまして、総務常任委員長に推挙されました横尾でございます。

1年間よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○藤田副委員長 同じく副委員長を務めさせていただきます藤田と申します。

横尾委員長をサポートして、スムーズな議事進行に努めてまいります。

どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○横尾委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今議会におきましては、本委員会に付託されました案件は議案16件であります。

それでは、早速、審査を行います。

はじめに、議案第107号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)についてのうち、総務常任委員会関係の予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願ひいたします。

議案第107号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第8号)」のうち、関係予算の主な内容についてご説明いたします。

令和5年度補正予算に関する説明書、表紙に「一般会計(第8号)」と入っているものになりますが、その一般会計の3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

○横尾委員長 大丈夫です。

○半田財政課長 一番上の10款「地方特例交付金」957万8,000円の減につきましては、「減収補てん特例交付金」の本年度の交付額決定に伴う減であります。

その下の段の11款「地方交付税」5億5,269万6,000円の増につきましては、「普通交付税」の本年度交付決定額の決定に伴う増であります。

中段の15款「国庫支出金」、2項1目「総務費国庫補助金」、右側のページの説明欄2行目、「地方創生臨時交付金」につきましては、本補正予算に計上しました、指定管理施設における電気料等の高騰対策としまして、各指定管理者への補助事業などに係る、その事業の財源としまして、3,431万9,000円を計上するものであります。

その2行下の、「住民基本台帳費国庫補助金」975万5,000円の増及び「戸籍事務費国庫補助金」817万8,000円の増につきましては、住民票と戸籍に振り仮名を追加するために、住民基本台帳システムと戸籍情報システムの改修に係る財源として計上するものであります。

なお、補助率は10分の10であります。

5ページをお開きください。

上から2段目の16款「県支出金」2項1目「総務費県補助金」の右側の説明欄2行目、

「地方創生事業費県補助金」180万円の増につきましては、今年度における本市への移住支援に係る財源として計上するものであります。

補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1のあわせて4分の3であります。

その2行下の、「水源地域整備事業費県補助金」4,960万9,000円の増につきましては、本補正予算に計上しました、水源地域振興拠点施設整備における工事費などに係る財源として計上するものであります。

次に、9目「消防費県補助金」13万円の増につきましては、消防団のPR活動に係る財源として、計上するものであります。

補助率は2分の1であります。

その下の段、18款「寄附金」1項1目「総務費寄附金」4億9,177万1,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の現段階での寄附状況から本年の実績を見込み、増額するものであります。

その下の段、19款「繰入金」1項2目「栗野財産区繰入金」240万3,000円の減につきましては、本年度執行予定でありました栗野財産区議会議員選挙が、無投票により未執行となったことから減額するものであります。

7ページをお開きください。

上段の、2項2目「新型コロナウイルス対策基金繰入金」109万9,000円の増につきましては、令和4年度にふるさと納税の使途、使い道として、新型コロナ対策を指定された寄附金を基金に積み立てた額を、令和5年度に活用するために繰り入れするものであります。

その下の段、「かぬま・あわの振興基金繰入金」100万円の増につきましては、令和4年度末に市民の方より、教育環境整備のためにいただいた寄附を、一時的に基金に積み立てたものであります。学校図書の実施のために活用するために繰り入れするものであります。

その2段下の、「財政調整基金繰入金」9,000万円の減につきましては、補正予算（第6号）における歳入歳出の財源調整としまして、9,000万円の繰入金を計上したものです。繰越金の確定に伴いまして、財源調整として減額するものです。

その下の段、20款「繰越金」9億9,451万2,000円の増につきましては、前年度繰越金の確定によるものであります。

その下の段、21款「諸収入」4項3目「雑入」の右側の説明欄6行目、「普通財産施設収入」13万2,000円の増につきましては、普通財産として貸し出している施設の電気料の使用者負担分であります。

その下の段の2段目、22款1項6目「臨時財政対策債」7,400万円の減につきましては、本年度の普通交付税交付額の算定に伴いまして、発行可能額が2億670万1,000円と示されたことから、減額するものであります。

9ページをお開きください。

次に、歳出についてご説明いたします。

中段の、2款「総務費」1項1目「一般管理費」の説明欄、上から3つ目の「○」、「一般管理関係職員給与費」3億6,350万5,000円の増につきましては、人事院勧告に準じた給与改定による増及び本年度における早期及び自己都合による退職者数を踏まえ、退

職手当等を増額するものであります。

説明欄のその下の「○」、「人事事務費」5,452万3,000円の増につきましては、職員の産休代替等に伴う会計年度任用職員の追加採用などに伴い、報酬等の増額を行うものであります。

なお、1款から10款までのそれぞれの事業費におきまして、給料、報酬等の増額を計上しておりますが、人事院勧告に伴う給与改定、職員配置の変更等によるものであります。

その下の、「ふるさと納税推進事業費」2億2,977万3,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の実績見込みを踏まえ、返礼品等の関係経費を増額するものであります。

その下の、「行政経営事務費」4,000万円につきましては、指定管理施設における電気料等の高騰対策としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各指定管理者への補助を行うものであります。

次に、2目「総合企画費」240万円の増につきましては、国の制度に基づく本市への移住者に対する補助金の申請件数の増加が見込まれることから、増額するものであります。

11ページをお開きください。

次に、8目「財産管理費」の説明欄、1つ目の「○」、「普通財産管理費」34万6,000円の増につきましては、電気料の単価の増に伴い、増額するものであります。

なお、民間事業に貸し出している、旧西大芦小学校及び旧久我小学校につきましては、借り主の事業者からの電気使用料について、歳入予算に計上しております。

その下の、「御殿山会館維持管理費」及び4つ目の「○」の「コミュニティセンター維持管理費」につきましては、電気料の単価が当初の見込みを大きく上回る状況になったことを受け、電気料を増額するものであります。

その下の、9目「集中管理費」の説明欄、1つ目の「○」、「庁用共通管理費」980万円の増につきましては、市庁舎におけるコピー料金、郵便料等の不足額を見込み、増額するものであります。

11目「地域振興費」の説明欄、2つ目の「○」、「かぬま・あわの振興基金積立金」3億1,600万3,000円の増につきましては、ふるさとかぬま寄附金の増収見込みに伴い、積立額を増額するものであります。

13ページをお開きください。

中段の、3項1目「戸籍住民基本台帳費」の説明欄、2つ目の「○」、「戸籍事務費」817万8,000円の増及びその下の「住民基本台帳費」923万9,000円の増につきましては、国の法改正に伴いまして、戸籍及び住民票に振り仮名を追加するため、住民基本台帳システムと戸籍情報システムの改修等に要する経費を計上するものであります。

次に、下の段の、4項5目「財産区議会議員選挙費」240万3,000円の減につきましては、栗野財産区における財産区議会議員選挙が無投票になり、未執行となったことから、関係経費を減額するものであります。

少し飛びまして、23ページをお開きください。

4款「衛生費」、一番下の段になりますが、1項7目「墓地埋葬費」280万1,000円の

増につきましては、斎場におきまして、燃料費が高騰している状況を踏まえ、今年度の実績見込みにより増額するものであります。

29 ページをお開きください。

2 段目の 9 款「消防費」1 項 1 目「常備消防費」の右側の説明欄の 2 番目の「○」、「消防庁舎維持管理費」63 万 1,000 円の増につきましては、消防庁舎の浄化槽や空調等の修繕を行うものであります。

その下の「救急救助費」147 万 5,000 円の増につきましては、燃料単価の高騰に加え、救急出動件数の実績見込みを考慮し、燃料費を増額するものであります。

2 目「非常備消防費」26 万円の増につきましては、消防団の P R 活動に係る印刷経費等を計上するものであります。

33 ページをお開きください。

一番下の、14 款「予備費」2 億 1,004 万 7,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 5 年度一般会計補正予算（第 8 号）」のうち、関係予算の説明を終わります。

○横尾委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 すみません。お願いします。

5 ページの 16 款県支出金の、この 1 回後ろの総務費県補助金の補助率なのですが、先ほど国の 2 分の 1 と、県の 4 分の 1 で 4 分の 3 とおっしゃられたのですが、これ、県の補助金で 4 分の 1 の金額なのか、4 分の 3 の金額なのか、確認したいです。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の場です。

先ほど申し上げましたとおり、国が 2 分の 1、はい。

県が 4 分の 1 で、そこに市が単独で 4 分の 1 を足しまして、100%になるというものですので、県、国の補助金が県に一度入って、県のほうから交付されるという形になっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 ということで、4 分の 3 がこの金額ということでいいですね。はい。

○横尾委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○横尾委員長 はい、別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 107 号中総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 107 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 112 号 令和 5 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議

題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いします。

議案第 112 号 「令和 5 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、こちら「粕尾財産区特別会計」、「粕尾」というインデックスがついている箇所ので 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであり、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において 13 万 8,000 円を増額し、2 款「繰入金」1 項 1 目「財政調整基金繰入金」において、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 112 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 112 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 113 号 令和 5 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

議案第 113 号 「令和 5 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書「清洲財産区特別会計」、「清洲」のインデックスがついている箇所ので 3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定を受け、調整を行うものであり、歳入予算の更正として、3 款「繰越金」において 55 万 4,000 円を増額し、2 款 1 項 1 目「財政調整基金繰入金」におきまして、当初見込んでいた基金からの繰入金を同額、減額するものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 113 号については、原案どおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 113 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 116 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

議案第 116 号 「辺地に係る総合整備計画の変更」について、ご説明いたします。

今回の議案につきましては、昨年 3 月議会におきまして、議決をいただきました、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の期間とする辺地総合整備計画につきまして、その一部を変更するものであります。

まず、辺地の概要についてご説明いたしますと、辺地とは、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等」と定義をされておりまして、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率 100%、さらに、元利償還金の 80%を交付税措置される有利な起債が可能となる制度であります。

本市には、「入栗野・中栗野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 4 つの計画があり、そのうち今回につきましては、「西大芦辺地」及び「上粕尾・中粕尾辺地」について計画事業の変更を行うものであります。

具体的な内容につきましては、お手元の議案書、議案第 116 号の記載のあるページの次のページをお開きください。

まず、上から「1 辺地の概況」及び「2 公共的施設の整備を必要とする事情」と、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載されております。

次のページをご覧ください。

まず、この表が「西大芦辺地」の整備計画概要となりますが、今回の変更点につきましては、表の中段に記載されております、県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上から 3 段目の、林道前日光線の森林整備林道事業に係る県への負担金について、県におきまして、事業内容を精査し、事業費総額を 904 万 3,000 円から 1,072 万 7,000 円に増額するものであります。

次に、「上粕尾・中粕尾辺地」についてご説明いたします。

「上粕尾・中粕尾辺地総合計画」の整備計画書をご覧ください。

今回の変更点につきましては、県が事業主体となり実施する林道整備事業のうち、上から 3 段目になります、林道大荷場木浦沢線の森林整備林道事業に係る県への負担金につきまして、県におきまして、計画期間内に進める事業内容及び実施予定年度を再度精査し、事業費総額を 140 万円から 1,275 万円に増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

はい。大貫委員。

○大貫委員 すみません。

この、それぞれの西大芦と上粕尾の林道の整備ということですけども、簡単に中身を教えてもらう、それぞれ中身を教えてもらってもいいですか。

どんな工事計画。はい。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。半田財政課長。

○半田財政課長 まず、西大芦辺地につきましては、辺地内にあります橋梁、やしお大橋の詳細調査を実施した結果、まず補修を見送ったことが1点。

もう1点が、育英橋、こちらも林道にあります育英橋につきまして、こちら、橋げた、橋台等の劣化が進行し、早急な修繕が必要な状況であることから、改良された内容に交換することにより、老朽化と長寿命化を図ることとしております。

もう1点、上・中粕尾辺地になりますが、こちらにつきましては、林道大荷場木浦沢線につきまして、中の沢橋及び山の神橋につきまして、橋梁の補修工事を実施するものになってございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

○大貫委員 はい。

○横尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第116号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第116号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第117号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、齋藤総合政策課長。

○齋藤総合政策課長 総合政策課長の齋藤です。よろしくお願いたします。

議案第117号 「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」 ご説明させていただきます。

まず、栃木県市町村総合事務組合とは、県内の市町村の事務の一部を共同処理することで、効率的な行政運営を図るため、地方自治法に基づき設立された事務組合であり、現在、県内の25全市町と宇都宮西中核工業団地など、13の一部事務組合により組織されております。

この事務組合の「規約の変更」に当たりまして、地方自治法により、組合に加入する全ての地方自治体の議会の議決を経ることとされているため、議案として提出するものであります。

今回の改正内容は、事務組合が行っております複数の事務のうち3つの事務、「退職手当支給事務」と「議員及びその他非常勤の公務災害補償事務」及び「非常勤の学校医等の公務災害事務」に本市が加わることとしたいため、この組合規約の別表にあります各事務ごとに記してある関係地方公共団体の一覧に、本市の名前をつけ加えるというものでございます。

地方自治法に基づきまして、事務組合の規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、今回、議案として提出いたします。

共同処理を開始する時期は、令和6年4月からを予定しております。

以上で、議案第117号についての説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、梶原委員。

○梶原委員 梶原です。お願いします。

これは、事務の組合の中に、その鹿沼市をつけ加えてもらうということで、佐野市のところの部分と、栃木市の部分をつけ加えてもらっているのですが、これは追加することによって、どういった、メリットになるのだと思うのですけれども、ちょっとその辺がどうなるのかというのを教えてください。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

まず、職員の退職手当についてなのですが、今まで、今年度まで鹿沼市においては、職員が退職するときに支給される退職手当については、市が予算化をしまして、市の単独事業で支出をしまっていました。

来年度からは、こちらの総合事務組合のほうに加入をしまして、そちらのほうに鹿沼市として、負担金としてお金を払わせていただいて、事務組合のほうで、各退職者に退職金を支給するという形になります。

メリットといたしましては、まず退職者の数、あとは金額もそうなのですが、年度によって、退職者の数が大きく異なることから、年度間の変動が、とても差が大きくなっております。

その辺の平準、全市町、すみません。

今現在加入していないところが、宇都宮市と鹿沼市と足利市が、この退職の手当に入っていないのですが、そのほかの全市町及び事務組合は加入しております。

そういったもののスケールメリットを生かして、負担金のある程度の平準化を図ることができるといことが、メリットとして考えられると思われまます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 もうちょっと、ちょっとメリットが見えないのですけれども、結局今まで自前でやっていたものを、負担金をかけて、組合にやってもらうということで、ある程度その負担金で、そのかかっている費用の平準化が図れるということなのですけれども、トータル的には、その組合に任せているということで、今、歳出部分が増えている。

それで、歳入が増えるというわけでもないのですよね。

事務の業務を効率化しているぐらいだということで、その事務の効率化と、負担金、それでも負担金を払っていただくほうがメリットがあるということですのでよろしいか、確認です。

○横尾委員長 説明を求めます。はい。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。

はい。梶原委員おっしゃるとおりですね、退職金の計算に、人事課の職員が行っているところなのですが、昨今、定年の延長の絡みとか、退職金の計算がとても複雑で、大変な事務作業になっております。

その辺を、事務組合のほうにお願いすることで、事務の軽減は図れると思います。

委員おっしゃるとおり、歳入とかが増えるとかということ、お話ではありません。

以上で説明を終わります。

- 横尾委員長 はい、梶原委員。
- 梶原委員 はい。ありがとうございます。
定年の延長というのが、そういう変わる、法律が変わってきてということもあって、
手続が大変だろうなということで理解をしました。
- 横尾委員長 ほかにございませんか。
（「ありません」と言う者あり）
- 横尾委員長 はい。別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。
議案第 117 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
- 横尾委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 117 号については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 118 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いいたします。はい。亀山契約検査課長補佐。
- 亀山契約検査課長補佐 契約検査課長補佐の亀山です。よろしく願いいたします。
議案第 118 号 「工事請負契約の締結」についてご説明をいたします。
令和 5 年度鹿沼運動公園陸上競技場トラック改修工事の事後審査型条件付き一般競争
入札の結果、日本体育施設株式会社関東営業所が税込み 2 億 9,807 万 8,000 円で落札し
たので、本契約を締結するためのものであります。
以上で説明を終わります。
- 横尾委員長 執行部の説明は終わりました。
質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。
- 梶原委員 はい、梶原です。お願いします。
これは聞ける範囲というところがあると思うのですが、これは既にこれは教育
福祉常任委員会で、この改修工事の内容というのは、審議が終わっているということで
よろしいでしょうか。
- 横尾委員長 答弁を求めます。はい、神山スポーツ振興課長。
- 神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。
内容につきましては、これまでも審議をいただいておりますが、今回の契約の締結に
つきましては、今回が初めての常任委員会ということになります。
以上で説明を終わります。
- 横尾委員長 梶原委員。
- 梶原委員 はい、中身について、ここで審議していいのかどうかという確認をしたかっ
たので、常任委員会がここのか、教育福祉なのかという意味を込めて聞いたのですけ
れども、これは、では、中身を聞いてしまっても、この契約に関することだけしか聞け
ないのかなと思ったので、聞いたのですけれども。
- 横尾委員長 はい。
- 梶原委員 では、そこをお願いします。
- 横尾委員長 はい。神山さんですね、神山スポーツ振興課長。
- 神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山でございます。
この契約の中身につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、トラックの全天候化でございまして、現在土のトラックになっておりますが、これをウレタン舗装で整備をいたします。

また、トラック、現在7レーンのトラックでございまして、これを8レーンへ増設をいたします。

また、これに伴いまして、レーンの幅、こちらが現在1.25メートルとなっておりますが、現在、日本陸連の基準が1.22メートルということで、1.22メートルに変更いたします。

また、全天候化に伴いまして、側溝の構造を変更いたします。

さらに、7レーンから8レーンに幅が広がることから、これまで障害競走に使っておりました水濠、こちらを撤去をいたします。

さらに、棒高跳び用の支柱台が、支柱をはめ、なんていうのですか、はめ込むところといたしますか、つくところですね、はい。

こちらが、やはり、こちらも同じく撤去となります。

以上が、今回の整備内容でございまして。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、ありがとうございます。

そうしたらちょっと中身について、ちょっと伺っていきたくと思うのですが、利用者の満足度を高めることを目的とすると、目的になっているのですけれども、これは8レーンになったことで、これは今まで呼ばなかった大会とか、そういったものが開催できるのではないかなというふうに思っていて、それで、そういう大会が呼べれば、収入というのが増えていくのではないかなというメリットもあるのではないかなと思うのですが、その辺はなさそうなのですかね。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の神山です。

まず、8レーン化でございまして、こちらは陸上競技協会、それから、中学校の体育連盟などからの要望がございまして、例えばその、今回認定をとる、とらないという議論もありましたけれども、認定をとることよりも、7レーンを8レーン化するほうを優先してほしいという要望がございまして、今回のリニューアルを行っております。

ただ、今回のこのリニューアルをもちまして、公認がとれるわけではありませぬので、大々的な大会となりますと、ちょっとご利用いただけないものも、中にはあろうかと思っておりますが、通常の県内で行われるような大会であれば、支障なくご利用いただけるものと考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、そうですね。

レース、8レーンになって、要望があったということですが、それで、その公認をとる予定というか、何か、今後、方向性としてはあるのか、ないのか、確認します。

○横尾委員長 はい。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい。公認につきましてですが、今回の整備に関しまして、陸上競技協会などを交えた議論も行ってまいりました。

その結果、これまでの開催されている大会の内容ですとか、そういったものからすると、現時点で、無理に公認をとる必要はないというところで結論づけております。

ただ、将来的には、3種の公認をとることを目指して、まずは4種の公認がとれば、理想的であるというご意見をいただいておりますので、今後の利用状況を見ながら判断をしてみたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。現状だけでやっていると、確かにこの利用者の満足度を高めるという目的なのだろうなと思ひまして、せつかく整備するのであれば、やっぱり公認をとって、新しい大会を招致するというところまで含めて、やっぱり考えてもらいたいなというところですよ。

あと、これは障がい者競争用の水濠の撤去と、あと高。

(「いや違う」と言う者あり)

(「障害物、障害物だよ」と言う者あり)

○梶原委員 すみません。障害物競走用の水濠の撤去と、棒高跳び用の支柱の跳び箱、突箱というのですか、撤去というのは、撤去して、どこか移すということなのか、完全にこれはなくなってしまって、レースができなくなってしまうのか、確認です。

○横尾委員長 はい、答弁を求めます。神山スポーツ振興課長。

○神山スポーツ振興課長 はい。ご質問にお答えいたします。

水濠と高跳び用の支柱の突箱ですね。

こちらは、いずれも撤去したままで、整備は行いません。

といたしますのも、水濠のほうですね。

こちらが、かつて数回の利用はありましたが、過去20年の間で利用は一度もないということと、それから棒高跳びのほうも、同様に利用がないこと。

それから、走路部分が、現在の競技ですと、芝生ではいけないことになっておりますが、この運動公園の棒高跳びの場所につきましては、走路部分も芝生となっております、このままで利用することができない。

それと、こちらも同様に利用がないということで、当面は整備をしない予定でございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。よろしいでしょうか。

○梶原委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○横尾委員長 ほかに質問はございますか。橋本委員。

○橋本委員 1点教え、質問なんですけれども、この運動公園の上流部、思川開発事業、南摩ダムが建設されているかと思うのですが、この水源地域として、水特事業などの適用というか、整合性について、一般財源を傷めない整備の方法というのはあるかと思うんですけれども、その辺の整合性についてお伺いしたいと思います。

○横尾委員長 答弁を求めます。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 地域課題対策課長の場です。

水特事業につきましては、毎年各課のほうに実施事業の状況を確認しております、

必要ということであれば、計画として上げていただければ、そちらのほうに計上することも可能なのですが、今のところはそちらのほうでは上げていないということになります。

必要であれば検討できるということにはなりません。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

はい。秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 すみません。

ただいまの水特事業に該当できないかというご質問だったと思います。

私のほうからの補足のご説明をさせていただければと思うのですが、この水特事業につきましては、ダム予定地の水源地域の振興策ということで、これは下流圏のご負担をいただいて事業を構築しております。

この事業内容につきましては、ダム工事前に、これは市のほうで事業計画を策定しまして、例えば、今現在実施しています水源地域振興拠点施設、こういったものの整備等に財源として充てております。

ただ、今回のこの運動公園の改修工事ですので、これは新たな施設を整備するものではないので、この地域振興策には含まれないということで、当初の計画にもこちらの改修工事については掲載をしておりませんので、今回は水特事業としては取り扱わないということでの判断となっております。

ただ一方で、こちらにつきましては、国の別の補助金、これは社会資本整備交付金という、国交省の補助金になりますけれども、この採択を受けておりまして、こちらのほうを財源として活用しております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

○橋本委員 では、はい。

○横尾委員長 いいですか。

○橋本委員 1個だけ、はい。

○横尾委員長 はい、橋本委員。

○橋本委員 この運動公園には、では、水特事業は、かぶってないというか、入っていないという認識でよろしいでしょうか、その1点だけの確認で、すみません。

○横尾委員長 はい、答弁を求めます。はい。秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 はい。お答えします。

そのとおりです。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 ほかにございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第118号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第118号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 132 号 鹿沼市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いたします。

議案第 132 号 「鹿沼市指定金融機関の指定について」ご説明いたします。

本市の指定金融機関につきましては、現在、株式会社足利銀行に指定をしております、その期間を、令和 6 年 3 月 31 日をもって満了となります。

そのため、令和 6 年度以降の指定金融機関を選定するに当たりまして、競争原理の導入による公平性の確保を図るため、指定金融機関業務に係る参加希望について、市内の金融機関に業務提案の照会をしたところ、株式会社足利銀行のみの応募であったことから、引き続き、同社を指定するものであります。

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 4 年間であります。

なお、今回の更新におきまして、契約期間満了後において、双方に契約解除の意思がない場合に限り、契約期間を 1 年間、自動更新して継続する事項を新たに契約書に盛り込む予定であります。

以上で、指定金融機関の指定についての説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい。舘野委員。

○舘野委員 ちょっと 1 件だけ、お伺いしたいと思うのですが、多分今度金融機関のほうで、振り込み手数料なんか、多分、お話になっているかと思うのですよね。

「今まで減免のところを今度はこれぐらい徴収させてくれ」とかっていう、そういう契約なんかをうたってあったのか、ちょっと教えていただければと思います。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。はい。渡辺会計管理者。

○渡辺会計管理者 会計管理者の渡辺です。

足利銀行の指定金融機関としての手数料の有償化についてということで、今までの簡単な流れについて、ご説明したいと思うのですが、足利銀行のほうから、昨年度、有償化の申し出、打診のほうがありまして、そのタイミング的に、昨年度の 3 月、総務省のほうからも、デジタル化の推進とともに現時点における適正な経費負担を地方公共団体に求めるような見直しの通知も出ておりまして、現在その要望を受けて、栃木県内 24 市町のほうのところの指定金融機関を足利銀行が請け負っているわけなのですが、その 24 市の会計管理者協議会のほうで、県内統一のその有償化の方針を検討いたしまして、その検討している事案を、今度は市長会、町村長会のほうで足利銀行と、今その協議案において交渉をしている最中であります。

まだ妥結していないので、今のところお話できる内容はここまでの流れという形になってしまうのですが、決まりましたら、何らかの形での公表があるかと思うところです。

現在のところ言えるのは、3 年、昨年 1 月に足利銀行のほうの要望額ということで、新聞報道があったということで、その時点の足利銀行の要望額は、窓口手数料が今まで無償だったものが、税込みで 110 円。

それから、振り込み手数料が、やはり無償だったところが、80 円から 700 円ぐらいということで、ちょっと幅がある、種類によって違うのですが、そのような新聞報

道があったような経過があります。

今その辺のところでの協議を進めている段階です。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。説明は終わりました。

館野委員。

○館野委員 はい、わかりました。

多分、どこでもこの手数料の有償化というのは、多分これから進んでくるのだと思うのですけれども、多分、市としても、相当の負担額が大きくなってくるとは思うのですよね、それを。

だからそれをどちらが負担するかというと、多分、市のほうが負担していくのですよね。はい。

そういうこともあって、金額とか、今後予算のほうでいろいろ支障が出てくるかもしれないので、それについては、また、報告というか、教えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

以上です。

○横尾委員長 はい。

ほかにございますか。

では、別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 132 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 132 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 134 号 鹿沼市交通安全対策条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 生活課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。

議案第 134 号 「鹿沼市交通安全対策条例の一部改正について」説明いたします。

鹿沼市交通安全対策条例は、交通安全対策基本法に基づき、本市における交通安全対策の推進を図り、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的として定められた条例であり、現在、鹿沼駅前自転車駐車場の管理は、指定管理者に行わせるものとされております。

今回の改正は、令和 6 年度以降の鹿沼駅前自転車駐車場の管理について、これまでの指定管理制度から業務委託に切り替え、管理・運営していくためのものであります。

鹿沼駅前自転車駐車場は、「自転車利用者の利便に供するとともに、自転車の放置を防止し、都市の美観及び良好な交通環境を保持すること」を目的に、平成 3 年 3 月に設置され、築後 30 年以上経過し、老朽化が進んでおります。

今後、委託等に切り替えることで、状況に応じた弾力的な維持管理が可能になると考えております。

なお、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日であります。

以上で、説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 はい。今、これは指定管理をやめて、業務委託に切り替わっていくということなのですが、これは交通安全対策の条例で、その条文を削ることによって、その安全面というところの担保というのは、どんなふうに図られるのでしょうか。

○横尾委員長 答弁を求めます。はい。何だ、佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 はい、生活課長の佐藤です。

はい。これまで指定管理で行うということで、この10条のほうで、条例のほうに定めてありました。

それ以前については、この条文なしで、管理のほうを行っていたものなので、安全面では変わりはないということで。

ただ、指定管理でありますと、どうしても委託を、業務をお願いする相手方が法人格を有する団体ということの縛りがありますので、こちらを普通の業務委託に切り替えることで、地元の団体等を活用して、柔軟な維持管理、安全対策がとれるというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 何でしょう。法人格があったほうが、その個人のそういう任意団体に任せるよりは、安全面が図られるのではないかというふうには思うのですが、そこは、ちょっとわからないので、あれですけれども。

これは業務委託で、これは、今まで指定管理者で、株式会社栃木リンレイテクノサービスさんにやっていただいたと思うのですが、これは今業務委託の募集というのをやっている、もう決まっているのか、ちょっとその辺を確認したいです。

○横尾委員長 はい。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 はい。現在のところ、こちらの団体をお願いするというふうな形は、まだ決定はしておりません。

なるだけ近くの、駐輪場に近くにいらっしゃる方に、こまめに見ていただくとか、そういったことが可能な形を考えておりますので、地元の団体、NPO法人等、いろいろなものを対象に考えていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 何かで見たのですけれども、これは指定管理の募集がかかっていたのではないかなと思っていて、それで、その議案が12月に提出というふうなことで見た記憶があるのですが、それは指定管理のもので議案で、これは業務委託をする場合というのは、議会のほうに出てこないということですか。

○横尾委員長 説明をお願いします。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 はい、はい、生活課長の佐藤です。

はい。指定管理については議会の案件ということになりますが、業務委託になりますと、一般の業務委託、そのほかの、施設の管理だけではなくて、清掃であったりと、草刈りとか、そういった業務委託と同じものになってきますので、議会のほうの議案の案

件にはならないということになります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい。まあそうですね。

それで、先ほど、ちょっと確認のために言ったのですけれども、その指定管理の募集を12月でかけていたというのは事実ですかね。

それをやめたのかというところの確認も、先ほど聞いたつもりだったのですけれども、ちょっと再々というか、確認を。

○横尾委員長 説明を求めます。佐藤生活課長。

○佐藤生活課長 はい。すみません。申し訳ありませんでした。

はい。12月に、指定管理のほうでの募集のほうは実施いたしました。

ただ、応募のほうがなかったというのが、事実でございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。

ほかにごございませんか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第134号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第134号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第135号 鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 人事課長の小泉です。よろしくお願いいたします。

議案第135号 「鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について」ご説明をいたします。

本議案は、令和元年災害復旧事業に係る工事請負代金の未払いの事案に係り、管理監督責任として、「市長」及び「副市長」の給料月額について、令和6年1月から3月までの3カ月間、それぞれ100分の30(30%)に相当する額を減じるものであります。

以上で、「鹿沼市長等の給与の臨時特例に関する条例の制定について」の説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 はい。この100分の30という根拠が、やっぱりちょっと、もうちょっとその、何ていうのですかね、説明してもらいたいというか、我々としても、「そうだね」というところの部分って何か、もう少し説明あるでしょうか。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 はい。人事課長の小泉です。

こちらの市長・副市長の減額の基準というご質問だと思うのですが、はい。

まず、この特別職、教育長も含めた特別職の責任をまず、給与等の減額等で必ずとる

必要があるかという、そういうわけでもございません。

今回のこの30%、3カ月の減額というものについても、全国的な職員のこういった事案についての基準のようなものは一切ございません。はい。

今回この30%、3カ月という減額の金額につきましては、同様の事例が、岡山県の高梁市というところで、やはり災害復旧事業について、工事の代金の未払いが約1億円あったということで、同様の事案がございました。

そちらにつきましては、当時の市長及び副市長が、市長が10分の1を2カ月間、副市長については、10分の1を4カ月間給料の減額をされたということで承知しております。

それで、副市長のほうが、給料の減額が大きかったのが、この副市長というのが、当時の関係部長をやられていたということで、減額の措置が大きくなったということで、承知しております。

そちらの事案と比較をしまして、今回の市長・副市長の30%、3カ月というものは、決して軽くはない減額の措置かなと思っております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 はい。我々も何か、「これだめだよ」というような、その意図で聞いてはいいのですけれども、これを、今回これで議案として通してしまうと、今後同じような事案が起きたときに、これが判例ではないのですけれども、そういった形で今後進められていくという上では、ある程度その、慎重によく考えた上で決めていったほうがいいのかなと思ひまして、ちょっと事例とか、その基準とかを確認させていただきました。

以上です。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第135号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第135号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第136号 鹿沼市手数料条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第136号 「鹿沼市手数料条例等の一部改正」について、ご説明いたします。

まず、使用料や手数料等を徴収する行政サービスにつきましては、そのサービスごとに、利用する範囲や程度が、市民の皆さん一律ではなく、個人ごとに異なるものでありますことから、料金設定に当たり、その差を反映させ、公平性を確保するために、受益者ご本人に応分のご負担をいただくことを基本としております。

その上で、適正な料金の設定に向けて、サービス提供に要する経費の変動を踏まえまして、原価計算に基づく定期的な見直しが必要であることから、今年度、市の財政運営の指針となります「第6期財政健全化推進計画」に基づき、使用料手数料の全件見直しの検討を進めてまいりました。

この見直しに当たりまして、昨今の物価高騰の状況にも配慮しながら、急激な負担の増加を防ぐため、上限改定率を適用するとともに、原価計算による算出額や他市の状況と乖離が生じている手数料に限定し、料金の改定を行うことといたしました。

主な改正内容につきましては、住民票の写しや印鑑登録証明、税証明等の証明書の手数料改正を、200円から300円へ、コンビニ発行分につきましては、150円から200円へ改定するものです。

なお、コンビニ発行分につきましては、引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図るとともに、市民課やコミュニティセンターの窓口の混雑緩和を図り、来庁された市民の皆さんの待ち時間を短縮するため、窓口交付分との発行手数料に差を設けております。

鹿沼市を除く県内13市の手数料の状況につきましては、窓口発行による証明書の発行手数料を300円としている市が8市、残りの5市が200円であります。

コンビニ発行分につきましては、250円が1市、200円が10市、150円が2市となっております。

また、住宅用家屋証明申請手数料を1件につき600円から1,000円、その他の手数料につきましては、公簿の写しをA3版以下の図面の写しについて200円から300円、A3版を超える図面の写しについては450円から600円に改定いたします。

次に、「鹿沼市税条例」及び「鹿沼市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例」につきましては、督促手数料部分につきましても、70円から100円に改定を行っております。

また、今回の改正による歳入の増額分につきましては、証明書発行手数料が令和4年度実績額の約3,579万円から814万円の増、督促手数料が同じく令和4年度の実績額約304万円から約130万円の増を見込んでおります。

なお、これらの手数料につきましては、その全額をサービスの提供に係る経費に充当いたします。

条例の施行期日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

すみません。

発言の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、A3判を超える図面の写しにつきまして、600円と申しましたが、650円の間違いであります。

修正をお願いいたします。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 確認します。

これは前回の見直したのは、いつだったのかと、あと、これはコンビニ交付で、150円だったものを200円。

これは多機能端末機による交付となっておりますけれども、150円から200円にした根拠について教えてください。

○横尾委員長 説明を求めます。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい。まず1点目、改正の前回の時期についてになりますが、まず、住民票や印鑑証明書などの窓口発行手数料につきましては、平成18年1月の旧栗野町との合併当時に改正をしてございます。

当時、鹿沼市が220円、栗野町が200円でしたので、料金の異なる市町間の調整としまして200円に改正したというような状況になってございます。

また、コンビニ発行手数料を200円とした件についてになりますが、こちらにつきましては、窓口発行に係る、発行手数料に差を設けておりますのは、窓口の混雑緩和や、市民の皆さんの待ち時間を短縮することを目的、マイナンバーの交付の促進を目的としておりますが、他市の状況を見ましたときに、200円の市が10市ということで、大半を占めているような状況でありますから、こちらの200円という形に改正をさせていただくことを検討しております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 コンビニ交付の値上げについては、これは、他の市が、200円の市が10市だから上げましたというのは、根拠にならないと思うのですよね。

これは、「そういう料金回収業者とか、そういう事務代行している業者が、何かしら値上げの交渉をしてきたから上げます」とかって言うのだったら、まだわかるのですが、ちょっとそういったところの説明を求めたいと思います。

○横尾委員長 はい、半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。

先ほどの説明の中で、少し説明が漏れていたかと思うのですが、今回、証明書の手数料につきましては、原価計算に基づく計算によりまして、それぞれのコンビニ交付に係る原価計算を行ってございます。

その内容に基づきまして、コンビニ交付に係る手数料は400円を超える原価計算となっております。

そのまま原価計算に基づいて料金を改定した場合には400円などというような金額になってまいります。先ほど説明させていただきました、窓口の緩和、マイナンバーカードの推進ということも含めまして、他市等の状況も踏まえた上で、200円という意味でございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 原価計算が400円ということで、それならわかるのですが、これはコンビニ交付を始めたのが、つい数年ぐらい前だと思うのですが、その時点での原価計算がもう既に400円だったのに、150円で実施していたのかというところの確認をお願いします。

○横尾委員長 質問の答弁を求めます。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい。コンビニ交付につきましては、一番最初のときに窓口発行と同じ料金の200円でスタートいたしました。

その後、令和3年の7月に150円と減額してございます。

この150円の減額につきましては、先ほど申し上げました窓口の混雑緩和やマイナンバーの推進ということに加えて、当時、コロナの状況下にありましたので、密の回

避ということも踏まえまして、150円という形に改定をしたものになっております。

こちらのコンビニ交付に係る計算、原価計算につきましては、その計算根拠になりますJ-LIS、国の共同機構のほうにお支払いする負担金が、一部分定額となっておりますので、マイナンバーカードのコンビニ利用が進めば進むほど、原価計算は下がっていくということになります。

という形で、過去の経緯となっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 その当時、例えば、令和3年7月に150円にしましたという、その当時に、原価計算は400円だったのか、これ以上、コロナ禍、今の、そのJ-LISの話、定額という話を聞くと、そんなに利用者が多くないのであれば、原価は高かったのかなという気はするのですが、今その辺でわかれば聞きたいと思うのですが。

○横尾委員長 説明をお願いします。はい、半田財政課長。

○半田財政課長 はい。申し訳ありません。令和3年7月の当時のその原価計算の表は、ちょっと今、手元にはないのですが、コンビニによる発行件数は毎年伸びております。

その状況を考えたときには、原価計算は、現時点よりも高かったと考えられると思います。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 はい。

○横尾委員長 はい。

ほかにごありますか。大貫委員。

○大貫委員 すみません。続きで、ちょっとお聞きしますけれども、ちなみに、この、それぞれ改定した証明書の原価計算した額というのはわかるのですか。

ちなみに、どのぐらいの。

それで、その原価計算をやった結果、乖離が大きいものを主に抽出して、今回改正をしたということなのかなと思うのですが、ちなみにどのぐらいの原価だと、どのぐらいになっているのか、それぞれわかったら教えてください。

○横尾委員長 説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 はい。今回の手数料の見直しにつきましては、全部で手数料が711件あります。

そのうち、法律で料金が定められている、その法律で定められたものに基づき、条例で定めるというような形になっているものが637件などございまして、今回74件を見直しでございまして。

その中で、今回証明書になってございますが、今回、例えば、住民票や印鑑証明書、それぞれで金額が異なることになってございますが、住民票の写しの窓口交付分につきましては、原価計算にいきますと、348円で、それを300円に改定したい。

あと、いくつか申し上げますと、コンビニ交付になります、同じように住民票ですと409円を、今回ですと200円に上げるというような形になってございます。

それ以外につきましては、金額が、差額が小さいものや、この後全体的に調整をかけたいと考えているものなどを見送りさせていただいて、今回の内容につきまして、改正

をさせていただきたいという提案をさせていただいたものになります。

ですので、今回につきましては、特に他市との状況が多いもの、また、原価計算による差額が大きいもの、また、他市と比較しても、鹿沼市が低額であるものを中心としまして、改正を行ったものになります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。今窓口の値上がって、コンビニ交付も値上げということになるのですが、もう少しそのコンビニのほうの発行で、利便性を高めるという意味で、ちょっと証明事務に関する、その発行する種類というか、そういったものは今後増えるものというはあるのかどうか、教えてください。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 はい、財政課長の半田です。

コンビニ交付につきましては、他市の事例におきましては、戸籍など、ほかのとれる内容等を行っている自治体もございますが、その場合には、負担金、J-L I Sに納める負担金を、相当額納める必要にあります。

なので、コンビニ交付の活用が、それなりの件数が見込める証明書、これがコンビニ交付の活用につながってくるのかなと考えております。

そのため、鹿沼市におきましては、今現在、住民票、印鑑登録証明、また税証明という形に限定して行っておりますので、現状はこの形で状況を確認していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 はい。

ほかにございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田副委員長 すみません。副委員長として質問させていただきます。

私、実は使用料手数料審議会のほう、委員として出席させていただきました。

そのときに、実は、私、賛成し切れずに、結局反対という立場をとってしまったのですが、すけれども、そのときに疑問というか、自分として、賛成し切れなかったところが、1つは住民感情的なところを配慮して、この今物価高騰で、国民が大変だと言っているときに、あえてこのタイミングで上げていく必要があるのかなというところが1つ。

それで、もう1つ、あと執行部からの説明では、他市の状況というお話で、「見比べて合わせたいんだ」という、この合わせたいという意図と、あえて、この物価高騰のタイミングでやるという政策的な部分ですね。

そこについての考え方、この2つの、2点について、どういう意図でやるのか、住民に対してどんなふうな説明をしていくのか、そこについてお聞きしたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 はい。ご質問にお答えいたします。

確かに物価高騰というのが、大変市民的にも、なかなか難しい時期だと考えておりま

す。

この使用料手数料等を徴収する行政サービス、今回の条例改正として上げさせていただいたものが中心になりますが、サービスを利用する範囲等や程度というのは、市民の皆さんごとに異なっております。

例えば、住民票や督促手数料なんかも改正案が上げてございますが、住民票でいえば、必要とする人、また、必要とする場合でも、その必要な枚数、また、督促手数料につきましては、督促状の発行された方が対象となりますので、そういった係る経費、その差を反映させること。

そして、その差を、負担の公平性という形で確保することが一番の目的かなと考えております。

料金改定をしない場合におきましては、こちらの係る経費を、使用等、係る経費と使用料の差額は、当然一般財源で負担していくこととなりますので、サービスを活用しない皆様の税金等も充当されることを意味しておりますので、この状況が継続することになってしまいます。

その状況を改めていくためにも、この条例改正案を上程したものでありますが、昨今の物価高騰の状況でもありますので、原価計算に基づく金額ではあります、他市の状況等を比較して、市民の負担が余りにも大きくならないように、乖離が生じている手数料に限定して、提案をさせていただいたものになります。

当然、もし、この条例改正案が議決をいただいた場合には、市民の皆様には、公平性をいただくために、こういうような形で改正を行うというのを、広報かぬまを含めまして、様々な形で周知を図っていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、藤田委員。

○藤田副委員長 あえてこのタイミングでやるというところの、やっぱり政策的なところ、例えば、時期をずらすということが、議論としてされなかったのかどうか。

物価高騰がちょっと落ちついてからにしようかなとか。

あえて今やったほうが、説明つきやすいというのはあるのかもしれませんが、その辺の議論がどのようにされたのか、お伺いしたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 はい。それでは、ただいまの藤田委員のご質問のほうにお答えしたいと思うのですが、当然この物価高の現状がありますので、今回のこの使用料手数料の改定に当たりましては、そういったところには、配慮は必要だろうというような議論はありました。

ただ、先ほど来、財政課長のほうからも説明ありましたけれども、今回この使用料手数料というのは、やはり、例えば、この証明書、中には年間で1枚もとらない市民もいらっしゃる。

それで、応分の、その利用される方が応分の負担をしないと、そこは何で賄っていくかという、市民の皆さんの税金をそこに投入するようになります。

ということは、間接的に言えば、その証明書を1回も利用したことのない方の税もそこに投入されるということで、やはりここは応分の、原価計算に基づく応分のご負担を

いただくということが原則であるというふうには考えております。

今回この物価高騰の中ということでありますけれども、物価高騰の一方の考え方では、物価高騰の中であるからこそ、適正な料金設定というのは必要になってくるのかなというふうに考えております。

ただ、そうは言いましても、やはりこれはご負担が上がるということには違いありませんので、今回改定に当たりましては、上限改定率、これも適用いたしまして、激変緩和を防ぐため、例えば、先ほど原価計算では400円というような数値が出ましたけれども、そこは300円、今までの200円から、大きな激変にならないように300円で抑えるなどの、そういった工夫はしております。

そういった意味で、こういった物価高騰の状況には対応してまいったというふうには考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、藤田委員。

○藤田副委員長 あくまでも物価高騰だからというのが一番の理由になってくるのかなというふうに議論している。

合わせたい、ほかの市町村に合わせたいからというのが、何か先にきていたわけではないですね。

あくまでも物価高騰なので、原価計算していくと、どうしても前よりも高くなってしまいうから、それで、そのときに上限とか、他市の見比べて、それで、それに合わせていくのだと、そういうことで、住民に説明していく。

あくまでも物価高騰のため、原価計算していくと、どうしても高くなってしまいうのでということとということによろしいでしょうか。

○横尾委員長 秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 ありがとうございます。

今委員さんおっしゃった、そのとおりです。

あくまでも、この使用料手数料については、もう原価計算をもとに算定していくということで、あくまでも他市の状況というのは、これは参考として見ていたということになりますので、すいません。説明の中でそこが先行して行ってしまったものなので、誤解を与えてしまったかもしれませんが、そういったことでご理解をいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○藤田副委員長 はい。結構です。

○横尾委員長 はい。別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第136号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第136号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第140号 鹿沼市大芦川流域の生活環境等の保全に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 地域課題対策課長の大場です。

議案第 140 号 「鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例の制定について」ご説明いたします。

まず、条例の「目的」についてであります。令和 2 年度から大芦川流域を訪れる川遊び客が急増し、路上駐車、ごみの不法投棄、騒音問題などの観光公害が発生したことを受けまして、これまで地域住民の皆さんとともに様々な取り組みを展開してまいりました。

しかし、依然として悪質な迷惑行為が発生しておりまして、これ以上の改善には、マナー啓発では限界があること、また、地域からの強い要望が寄せられたことを踏まえまして、住民生活と自然環境を保全するため、規制に関する必要な事項を定めた本条例を制定することとしたものであります。

条例のほう、第 3 条には「基本理念」、第 4 条から第 6 条にかけては「市や利用者、市民、事業者の責務」として、現在だけではなく将来においても、市民が大芦川の恩恵を享受できるよう、関係者が連携し、適正な利用と保全活動に取り組んでいくことを規定いたしました。

第 7 条では「大芦川流域環境保全区域」として、規制の対象となる区域の設定方法を規定いたしました。

大芦川流域を一律で全て規制するのではなく、真に規制が必要な区域への着実な指導を行うため、事前の地域団体との協議を義務づけまして、具体的な規制の場所、それから期間、時間帯を、条例とは別に、告示により指定するものといたします。

第 8 条には「禁止行為」として、迷惑行為の原因となりやすいバーベキュー、花火、騒音の発生を規定いたしました。

実際の取り締まりに関しましては、第 10 条に規定しました「大芦川流域環境保全監視員」を職員から任命いたしまして、夏季の巡視活動を行うとともに、違反者には、第 9 条に定めた「勧告」を行い、禁止行為をやめない場合には、第 12 条に規定した 5 万円以下の過料処分を行うことといたしました。

第 11 条には、規制の例外として、周辺の生活環境に影響がないと認められるエリアを「規制緩和区域」として指定できることとし、規制された保全区域であっても、バーベキューなどの禁止行為を限定的に行えることといたしました。

この緩和区域は、条例施行時点での設置は想定しておりませんが、今後の迷惑行為の発生状況をかんがみまして、地域との合意形成を踏まえ、適時検討を行ってまいります。

施行日は、令和 6 年 4 月 1 日としておりますが、保全区域に関しましては、事前に広く周知をしておく必要がありますので、この指定行為に関しましては、先行して 1 月 1 日から施行する予定としております。

以上で、議案第 140 号 「鹿沼市大芦川流域における生活環境等の保全に関する条例の制定について」の説明を終わります。

○横尾委員長 はい、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。はい、大貫委員。

○大貫委員 はい。何か地元の会議にも出ていて、こういうところで、また言うのも何か気が引けますが、ちょっと、一応、聞きます。

1つは、土砂の埋め、土砂の、何でしたっけ、条例でも、今回の議会でもちょっと話題になったので、まず1つは、聞きたいのは、この河川の周辺に民間事業者がいくつかバーベキューをやっているところとかあるのですよね。

例えば、せせらぎさんとか、その先のキャンプ場、レッドロックとか、グリフ前日光とか、大芦川自然クラブとか、いくつかこういう民間事業者があるので、やっぱりそのことの事前の十分なその協議というか、そういうものもしておかないと、トラブルが起こる可能性もあるので、その点はどんなふうに考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の場です。

確かに議員おっしゃるとおり、民間の施設がいくつかございます。

そちらのほうと、今のところ個別に協議というのは行っておりませんが、営業状況のほうを確認しております。

多くが、夕方5時までの営業ということになっておりまして、我々、今回区域、並びに時間の指定をする際には、そちらの営業時間等とあわせて、多くのところを夕方5時まで営業、夕方5時までバーベキューができるというような設定にしまして、なるべく、民間で業を営んでいる方に迷惑をかけないような形で、条例のほうを、条例並びに規制の範囲のほうを制定していくことに、ということにしております。

なお、地域の代表であります自治会協議会の方、西大芦の自治会協議会、それから東大芦自治会協議会の方とは、何度か打ち合わせのほうを行っているところですので、ご報告とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、大貫委員。

○大貫委員 どちらかという引田、くねのばら橋から下のほうは、夜間禁止ということで、夜間の定義は多分5時以降ということだったと思うのですけれども。

ただ、そこから、くねのばら橋から先は、終日禁止になるので、例えば、その中にも、グリフ前日光とか、大芦川自然クラブとかも含まれるので、事前に、そういうところとは、話し合いというか、「こういうことでやりますよ」ということは、十分に周知をされたほうが、いろいろトラブルはないのかなと思いますので、その点はお願ひできればなと思うのです。

それで、もう1つは、この条例が施行になって実際に運用する中で、どれだけその、実効性を持たせるかということになってくると思うのですけれども、そのときに、何でしたっけ、監視、何ていう制度なのでしたっけ。

環境保全監視員さん、これを配置して、「これは市の職員がやるんですよ」ということですが、どうしても、どういう人を配置するのかというのは、結構大変かなというふう思うのですよね。

想定されるのは会計年度任用職員さんを新たに雇うとか、そういうことが考えられるのかなと思うのですけれども、そういうときに、やっぱり警察のOBの方とか、そういう方を配置をしていただくとか、そういうことが必要なのかなというふうには思うのですけれども、その辺のところは、この環境保全監視員さんは、どんな体制を考えている

のか、ちょっとお聞きできればと思うのですけれども。

○横尾委員長 説明を求めます。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の場です。

監視員につきましては、市職員ということで、今のところ考えているというふうになっておりますが、どうしても罰則を規定するに当たりまして、過料を徴収するというような行為には市職員としての身分が必要ということになります。

今おっしゃられたように、会計年度職員とかということも、当然視野には入れているのですが、今既存のパトロール班、環境のほうにありますので、そちらの活用ですとか、順次、実はこれは条例を制定するに当たりまして、警察署さんのほうとも打ち合わせなどをさせていただいております。

そういったところからも、人材が活用できないかというようなお話もさせていただいているのですが、今そちらのほうで具体的に「じゃあ、こうしましょう」というふうにはなっていないのですが、継続して、警察のほうとも打ち合わせを行っている状況であるということで、ご承知おきいただければと思います。

十分に安全とか、そういった部分は確保して、進めていきたいというふうに思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○大貫委員 はい。やっぱり警察との連携というのは不可欠なのだろうな、当初ね、始めていく上で、そこは十分にうまく連携をとっていただければなというふうに思います。

それと、もう1つ聞きますけれども、大芦川で毎年、川遊びして楽しんでいる人って、鹿沼市内にもたくさんいるのだろうなと思うのですけれども、そういう人たちに対して、どんなPRをしていくのかというのは、どんなふうに考えているのかなというか。

これは条例策定に当たって、何でしたっけ。

パブリックコメントとかもやりましたけれども、そういう中で、「そんな、あまり規制強くなっちゃうと遊びに行けないな」なんていう声はなかったのか、ちょっと参考までにお聞きできればと思うのですけれども。

○横尾委員長 説明をお願いします。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 地域課題対策課長の場です。

川遊び客、当然市民の方もいらっしゃるし、楽しみにしておられる方もいらっしゃるかと思います。

1つが、まず迷惑行為ということで、バーベキューについてのみ規制させていただくということで、通常の川遊びについては、一切こちら禁止とか、規制するものではないということと。

それからもう1つが、どうしてもこの条例を定めるに当たりまして、内容を検討するに当たりまして、市外から来ていただく方へのPRという部分も十分に考慮いたしました。

しかしながら、どうしても地域の方々の日常生活が脅かされている現状というのが強いものですから、まずは、一度規制のほうをさせていただいて、当然我々のほうも、先々目指していくところは、こういった形で規制することなく、皆さんがマナーを守って川遊び並びにできれば、本来であれば、バーベキューなども規制することなく、川遊びの

ほうをさせていただければというところを目標には置いておりますので、まず一度規制のほうをさせていただいて、マナーが十分に広まっていった段階で、こちら繰り返しになりますが、規制の範囲とか、時間帯とか、そういったものは告示行為によって、随時変えられるものとなっておりますので、はい、そういうある程度臨機応変な形も持って対応していけるということでご承知いただきたいと思います。

また市民の方には、議決後、広報のほうで周知をしたいというふうに考えておりますので、こちらのほうもご承知おきいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい。

はい、藤田委員。

○藤田副委員長 すみません。藤田です。

あ、ごめんなさい。

藤田です。

先ほど、ちょっと説明の中で、ちょっと確認なのですが、その事業者が持っている個人の敷地、例えば、河川に面している敷地も含めてなのなのですが、そこが禁止区域から対象外なのかどうか、そこを1点確認したいのと。

あと事業者に対する説明のところ、これからというお話なのですが、先日の土砂条例が、いい条例の改正かなと思っていたら、よもやの何か事業者からの反対というか、反対的な意見が出てしまったということがあったので、1月1日から施行ということなのですが、今の時点で事業者が説明がないというのはちょっと、そこをちょっと危惧してしまうのですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

その禁止区域が事業者の個人敷地も含まれるのか、事業者の説明が、これは年末までにちゃんと万全にいくのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 地域課題対策課長の大場です。

事業者への説明ということなのですが、まず大前提といたしまして、今回の条例の規制区域は、河川区域、河川区域ということに限定をさせていただいております。

多くの事業者の方が、自分でお持ちの敷地でやっております、河川区域ではないところでやられている方がほとんどなのですね。

そういったことで、今回の条例につきましては、そちらのほうに、あまり影響を及ぼさない形になっているということと。

もう1つが、これは事前に直接事業者さんのほうとお話ししたわけではないのですが、地域の方から、「ここのこういった事業者さんと、ここのこういった事業者さんの間で、河川区域があつて、そこで、一般の方がバーベキューや違法駐車をして非常に困っている」というところの話を事前に聞いておりましたので、これは今年度なのですが、そちらのほうに駐車できないような、物理的にロープでふさぐというような形ですとか、河川区域のほうに入り込めないような形をとって、事業者さんがこうむっている迷惑のほうを、今年度防止したというような事例もございましたので、そういったことで、今のところ対応させていただいているということで、ご理解いただければと思います。

事業者の方につきましては、この後も地域の代表の方と、また今年度中に話をする機

会がございますので、地域の事業者の方につきましても、例えば、説明が必要であるとか、そういう状況が確認できれば、こちらは随時、説明に伺ったりということも考えられますので、そういった対応のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 藤田委員。

○藤田副委員長 はい。すみません。

今河川区域、事業者が河川区域の土地を持ってないから、特にそこに対しては大丈夫だというようなご説明だったような気がするのですが、要は個人の敷地でも河川区域は対象になるということなのかなというふうに、逆に言うと、今伺いました。

それで、私が、すみません、知るところでは、例えば、河川区域というか、川辺が自分の敷地でバーベキューをやっている事業者さん、実際にいるのですね。

これはちょっとやぶ蛇になってしまうのかもしれませんが、そういったところの確認というのは、何かされていないのかなというふうに、今、説明されていて、ちょっと気になったのです。

具体的に言ってしまうと、せせらぎさんは、自分の敷地のところでバーベキューをやっているの、自分の土地だということだったので、そういったところは大丈夫というか、対象に、そもそも対象になるのかどうか、その辺からちょっともう一度、お願いいたします。

○横尾委員長 説明を求めます。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の場です。

河川区域、確かに調査をすると、河川区域の中に、ご自分の土地をお持ちの方もいらっしゃるかと思います。

ただ、今まで営業をされてきて、きっちり管理されている方のところにまで、できれば無理無理規制を適用していきたいというふうには考えておりませんので、今まで業としてやられてきて、やってきた方の営業状況なんか踏まえまして、そちらにつきましては、個別にちょっと、さらに調査のほうをさせていただいて、対応のほうをさせていただければと思いますので、というふうに考えているところです。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、藤田委員。

○藤田副委員長 はい。施行まで時間があまりないので、本当に土砂条例のときみたいににならないように、十分に説明のほうを尽くして、進めていただきたいと思います。

以上です。

○横尾委員長 ほかにございませんか。

別段質疑もないよう、ある。

橋本委員。

ちょっと早めに手を挙げてください。

○橋本委員 すみません。申し訳ないです。

○横尾委員長 橋本委員。

○橋本委員 はい。橋本です。

先ほど等も絡むのですけれども、適用範囲が大芦川流域で、河川法で定める河川区域という、2条の1項で出ていました。

これが明確化、この条例がかぶる範囲が、今現時点で明確化されているのかどうかの確認をしたかったのが1点と。

もう1点は、河川法の河川区域であれば、本来は栃木県のほうが管理者だと思います。

それで、先ほどの罰則過金ということの絡みということで、市長が定めるという条例になっているのですけれども、この辺、県のほうでは、本来の河川管理者のほうではどう考えているのか、調整しているのか、この2点のほうについてお伺いしたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明を求めます。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 地域課題対策課長の場です。

まず河川区域についてであります。こちらの条例を制定するに当たりまして、管理者である土木事務所さんのほうにもかなり協力をいただいております。

要は、何度も協議のほうをさせていただいております。河川の区域図というようなものも入手させていただいております。そちらをもとにエリアのほうを把握させていただいているところです。

それから、もちろん県が管理者ということも、十分承知しております。先ほど来申し上げておりますように、これを定めるに当たりましては、管理者のほうの意見も十分に聞かせていただいて、話し合いをしながら、お互いにやれるところということで、協力体制を組んで、それは県もそうですし、警察署さんもそうなのですが、そういった形で関係者との協議も踏まえた上で内容の制定というふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。梶原委員。

○梶原委員 はい。1点、文言について確認をしたいのですが、今回これは地域の皆さんはじめ、関係者の皆さんがご努力で、こういった条例、オーバーツーリズムに対応する罰則規定を含んだ条例ということで評価をしております。

それで、確認のところは、第2条の2項で、市民等という、この文言の意義のところですね。

最後のほうに、この市内を通過する者という、定義がされていますが、ちょっとこの市内を通過する者というのはどういった人たちなのか、定義なのか、確認のために伺います。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の場です。

こちら市民等というところの市内を通過する者というところにつきましては、鹿沼市を目的として訪問するだけではなくて、どこか別な目的があつて行かれる場合に、そこを通過する方ということで、いう意味合いになっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 そこが目的ではないということで、ほかに。

よろしいですか。

○梶原委員 別な目的で活動している市民等まで含めてしまう。

○横尾委員長 梶原委員。

○梶原委員 鹿沼市に来ることが目的ではなくても、通過する人も、この市民等って呼ぶ、その意義というか、目的というか、理由を教えてください。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。大場地域課題対策課長。

○大場地域課題対策課長 はい、地域課題対策課長の大場です。

はい。通過するというか、先ほど、目的が別なところであって、この大芦川流域のところを、市内、鹿沼市を通過していくということで、一時的なりともかかわりのある方ということで、入れさせていただいている文言でございます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 それでは、ただいまの梶原委員のご質問に、補足させていただきますけれども、まず今回の条例の目的、制定の目的なのですが、これは第1条に記載をされております大芦川流域における市民の平穏な生活に則って、特に迷惑となる行為の規制に関し、必要な条文で、この目的としては、大芦川流域の良好な生活環境、それと豊かな自然環境の保全、これを図ることが目的です。

第2条のところで、市民等の定義の中に、市を通過する者、要は、そこに滞在する人だけではなくて、通過する人にもこちらの定義を定めておりますが、第6条の部分。

第6条の部分で、この市民等の責務ということに記載させていただいております。

市民等に当たっては、基本理念に則りまして、大芦川流域における生活環境等の保全及び向上に主体的に取り組む市が実施する施策に協力をいただくと。

これが、その市民等、通過する市民等の責務になっておりますので、例えば、そこに滞在して、川遊びする人だけではなくて、そこを通過する人、要はそこでごみを捨てたりとか、そういったことも、市の施策にのって規制を加えると、そういうことでありますので、市民等の中に、その通過者も含めているというような意味合いというのは、そういったことをご理解いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。今、通過する者の意味はわかった、その上で、この第4条の2項について聞くのですけれども、そうすると、市は前項の施策の実施に当たっては、市民等云々と相互に連携を図るものとするとしたときに、この通過する人とどうやって連携をとっていくのかというところの整合性を聞きたいです。

○横尾委員長 説明をお願いします。秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 はい。それではお答えしたいと思います。

これは、まず通過者を含めて、例えば、これは河川にごみを捨ててはいけないとか、そういった基本的なことを含めまして、連携というよりも、お互い、これは協力関係になるかと思えます。

大芦川のその生活環境を守るために、通過者の方にもご協力をいただくと。

市としても、こういった条例があるということを、市内外にこれはお知らせするよう

にしまして、通過をする場合にあって、こういった生活環境の保全、これを守っていただくということを考えていただくと。

そういった形での協力関係になるかと思えます。

そういったことでの記載という、位置づけというふうにご理解いただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、秋澤部長のおっしゃることはわかりますが、これでもう現に連携って、条例に書いてしまうと、そういう意味合いでしか、それを含めて協力というのはわかるのですね。

だけれども、そこはいかなものかなというふうにしたので、これは本当に連携って書いてしまって大丈夫なのかなというところも、連携のしようが、どうやって具体的にすることというのはできないもので、協力なので、周知することによって、皆さんにも認識を持ってかかわって下さいねという意味なのだろうなというのわかりますけれども、それをこれは相互に連携って言えるのだろうかというところでは、どうなのでしょうかという疑問は持っています。

○横尾委員長 答弁ありますか。

はい、秋澤総合政策部長。

○秋澤総合政策部長 はい。条例の条文の解釈というのは難しい面もあるかと思えます。

今回この条例を定めるに当たりまして、実は他市で定めている、他市の場合ですと、この規制条例というのはあまりないのですけれども、理念条例というのはいくつかございました。

それで、そういったところも参考とさせていただきます、特にこの市民等の扱い、これについては、そういった、すみません、また他市の事例という、誤解を与えてしまうかもしれないのですが、そういったものを参考にしまして、当然そこを通過する方、そういった者も、この市民等に含めまして、ご協力をいただくということで解釈をさせていただきます、この条文を定めた経過でございます。

確かに委員さんおっしゃっているように、この条文の解釈としては、様々な捉え方があるかと思うのですが、目的とするところは1つでありますので、市民の皆様、また、こちらにいらっしゃる皆様、また、事業者の方も含めて、その目的に沿って行動いただきたいということで、ご理解をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「ないよ」と言う者あり)

○横尾委員長 ございませんね。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第140号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 140 号については、原案どおり可とすることに決しました。

昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は、午後 1 時といたします。

よろしく申し上げます。

(正 午)

○横尾委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

○横尾委員長 次に、議案第 142 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 はい、予防課長の曾篠です。よろしく申し上げます。

議案第 142 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

本改正は、令和 5 年 5 月 31 日に総務省消防庁から、蓄電池設備及び固体燃料を用いた火気設備等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 48 号）が交付され、本市の「火災予防条例」の一部を改正するものであります。

まず、蓄電池設備についてですが、蓄電池設備は、太陽光発電に伴う蓄電システムや電気自動車など、脱炭素社会の実現に向け、さらなる普及の拡大や、大容量化が見込まれております。

また、材料や構造が多様化し、J I S 等の標準規格における出火防止措置や延焼防止措置が盛り込まれるようになってきました。

これらを踏まえ、これまで、主に開放型鉛蓄電池を想定した内容となっていた従前の基準について、蓄電池の種別などに対応した内容となるように改正いたします。

次に、固体燃料を用いた火気設備についてであります。近年のキャンプファイヤーブームを受け、薪ストーブや炭焼き器等への関心が高まっております。

これらの設備を設置するに際して、建築物等から離隔距離を設ける必要がありますが、従前の基準では、そのスペースを確保することができず、設置を断念するケースがあります。

こうした背景を踏まえ、国の「検討部会」において離隔距離などの検討を行われ、その結果、炭焼き器等の厨房設備について、当該設備を設置する際の離隔距離を見直すこととなったため、条例を改正いたします。

「施行期日」であります。火災予防条例（例）の施行期日が、令和 6 年 1 月 1 日としたことから、同じく令和 6 年 1 月 1 日としました。

以上で、説明を終わります。

ご審査のほど、よろしく申し上げます。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。梶原委員。

○梶原委員 はい、梶原です。お願いします。

まず、その 18 条中第 1 項の第 2 号、括弧 2 ですね。

表現、文言の確認なのですが、「もしくは」から「または」に改めて、どうなるのかとこの確認と。

あと、これは、第20条の第1項で、蓄電池設備のこの括弧書きの中身なのですけれども、蓄電池容量が10キロワット以下のものの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであってという、そのくんだりで、ちょっと迷子になってしまったので、説明をちょっと求めたいと思います。

○横尾委員長 執行部の説明をお願いします。はい、曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 はい、予防課長の曾篠です。

確認なのですが、第18条の2の「もしくは」を「または」に変えた理由ということで、「わかる範囲で」と言う者あり

（「つながりがよかった」と言う者あり）

○曾篠予防課長 それで、この文に関してですが、国からの改正案ということで、そのまま載せたために、申し訳ありませんが、そういう回答とさせていただきます。

もう1つなんです、すみません。

そうですね。20キロ以上となると、一般的に工場とか、そういうようなものとなっております。

それで、10キロ以下とか、そのようなものに対しては、一般家庭、20キロ以下ですね、一般家庭とか、そういうのにも普及し始めて、それを規制するだけの、までのことが、把握ができないということの意味で、意味ということになります。

以上で答弁を終わります。

○横尾委員長 はい。今ちょっと待って。

では、消防長。

○若林消防長 ただいまの、私、消防長、若林と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの予防課長の説明に補足させていただきます。

前段の部分はよろしかったでしょうか。

「もしくは」を「または」の部分は、表現をそのまま準用して使わせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

それで、後者のほう、その容量の関係とかでよろしかったでしょうか。

○梶原委員 具体的にどういった製品を指しているのかというふうな。

○若林消防長 はい、承知しました。

現在の法令ですと、鉛蓄電池の関係、要は自動車、軽油とか、ガソリンを燃料とする自動車の関係のバッテリーの部分、そういったものの規制を主にしていたのですけれども、太陽光発電とか、電気自動車、そういったものが、これからますます普及していくと、拡大していかなくてはならないと、脱炭素の関係でそういった国の流れがございます。

そういった流れの中で、この、現在は、アンペアアワー・セルというふうな表現で、その鉛蓄電池のほかに、その電気自動車関係はニッケル水素蓄電池、それで、太陽光関係は、リチウムイオン蓄電池というふうに分かれておまして、それが全て4,800アンペアアワー・セルというふうなことで、同じように規制がかかっていたのですけれども、それだと今後まずいというふうなことで、いろいろ実験等をして、火災等に、消防の目線から言うと、その火災上危ないか、危なくないかというふうな部分での規制になってきますので、そういった中で、まず、そのアンペアアワー・セルというふうな単位が、

今度キロワットアワーというふうな単位に変わります。

そして、それぞれ今までが4,800アンペアアワー・セルというふうなもので、同じものだったものを、そのバッテリー、鉛蓄電池にあつては9.6キロワットアワー、電気自動車等に使われているニッケル水素蓄電池は5.76キロワットアワー、太陽光などに使われておりますリチウムイオン蓄電池は17.76キロワットアワーというふうなことで、それぞれの蓄電池によっての上限というか、その規制の部分が変わってきて、先ほど梶原委員がおっしゃった、その20キロワットアワーのところは、そのいろいろな実験をした中で、火災時の消防活動の観点からいうと、その20キロワットアワーを超えるものは、届け出をして、規制をしていかななくてはいけないよというふうなことに至りまして、来年の1月1日からはこのような形で、国が「それでやります」というふうなことにあわせての改正になります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。今、何となくわかってきつつあるのですけれども、この文言で確認を、では、させてもらいますが、蓄電池容量が10キロワット時以下のものというのが、まず1つの製品でよろしいですね。

それで、その後、及び蓄電池の容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつてというところで、ちょっと、私、1回切ってしまったのですけれども、そうではなくて、これは続いていって、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定め、転倒により、容易に転倒し、亀裂し、または破損しない構造と、違う、飛んでしまった。

(「すみません、そこまでではない」と言う者あり)

○梶原委員 第2に定めるもの。

(「除く、除くまでですね、除くまでですね、2つ」と言う者あり)

○梶原委員 を除く、そうですね。

この2つということによろしいですか。すみません。

○横尾委員長 説明をお願いいたします。はい、曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 はい、予防課長の曾篠です。

先ほどの答えなのですが、要は、先ほど話しましたが、20キロワット以上のものに関しては、企業ですね、例えば、例で挙げますと、携帯電話の基地局とか、ああいうものが。

○梶原委員 そこ聞いていません。

20キロ以上のほうはわかりました。

○曾篠予防課長 はい。

以下のものに関しては。

○梶原委員 10キロと、10キロから20キロワットって書いた、されているものがよく意味がわからなくて、お伺いしています。

○横尾委員長 そのところの答弁をお願いします。

○曾篠予防課長 10キロから20キロについてなのですが、一般的に家庭用蓄電池というものが大分普及してきまして、そういうのを、そういうのが、範囲として入っていると

ということです。

以上で答弁を終わります。

○横尾委員長 わからないね。

はい、若林消防長。

○若林消防長 はい、消防長の若林です。

補足いたします。

この10キロワット時の部分と、それを超えて20キロワットでまた区切っている部分
がわからないというふうなことでよろしかったでしょうか。

はい。あえて区切っているのは、この後者のほうは、蓄電池容量が10キロワット時を
超え20キロワット時以下のものであって、出火防止措置が講じられたものということで、
消防庁長官が定めたものを除くというふうなことで、あえて、10キロワット時を超えて
いても、消防庁長官が「これは大丈夫ですよ」と。

要はJIS規格等で、「この製品は大丈夫ですよ」というものは規制をかけないという
ふうなことでの表現をするために、あえて分けてございます。

以上で説明を終わります。

○梶原委員 わかりました。

○横尾委員長 わかったですか。

はい。そういうことで、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

はい、梶原委員。

○梶原委員 はい、では、引き続きお願いします。

それで、現行の4,800アンペアアワー・セル未満とあったのですがけれども、これはち
よっと比較ができないので、ちよっと、例えばこれは今回、蓄電池の容量が10キロワッ
ト以下となっていますけれども、この4,800アンペアアワーというのは何キロワット相
当になるのか、わかれば教えてもらいます。

○横尾委員長 説明を求めます。はい、曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 予防課長の曾篠です。

現行の規制では4,800アンペアアワーというのを、何キロかという、何キロワットア
ワーにするかというのは、ちよっと一概には、ちよっと一言では言えない状況でありま
す。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 そういうことでご理解ください。

○梶原委員 今のはわかりました。次の。

○横尾委員長 はい、何かありますか。

○梶原委員 次、まだあります。

○横尾委員長 ほかに。はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。では、また別件でお願いします。

別表第1の最後に説明されたところの、新旧対照表の一番最後になってくるのですけ
れども、薪ストーブ関係だというのはわかったのですが、この一番左側の、これ何、何
の根拠。

気体燃料のところ、固体燃料というふうに記述されているのですが、この固体燃料というのは何を指すのか伺います。

○横尾委員長 説明をお願いいたします。曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 梶原議員の質問にお答えしたいと思います。

いわゆる炭とか、そういうもの、例で言えば、そのようなものであります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、若林消防長。

○若林消防長 はい、補足いたします。

このですね、今梶原委員がおっしゃった固体燃料の部分にあつては、薪ストーブ、要はよく、近くだからちょうど見せてしまいますけれども、薪ストーブと、あと焼き鳥屋さんとかで、焼き鳥を焼く際に炭を、備長炭とかをお使いで、調理されているものがあると思うのですが、そういったものを含めて、固体燃料を使つてのと、個体燃料が要は、薪と炭などを使ったものを今指しております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 はい、梶原委員。

○梶原委員 はい。確認です。

さっき炭と言われただけなので、炭だけかなと思ったのですが、薪というのも入っていたので、まあいいと。

あと、では、木質ペレットみたいなものも含まれるのかどうか確認しておきます。

○横尾委員長 説明を求めます。曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 梶原議員の質問にお答えします。

先ほど話したとおり、それも含みます。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

はい。ほかに。

はい、津久井委員。

○津久井委員 ちょっと簡単に話してもらいたいのだけれども、この太陽光でいう、ほら一般家庭で、10キロ以上乗せる場合は、これ改正後は、今度、消防のほうの申請が必要ということなのかな、違う。そういうふうにならない。

それだけ考えてきた。

○横尾委員長 一応、すみません、委員長が。

(「はい、こっちで」と言う者あり)

○横尾委員長 説明を求めます。曾篠予防課長。

○曾篠予防課長 ただいまの質問についてお答えします。

家庭用でのものにあつては、必要ないということです。

一般家庭的には、大体ですね、当然20キロ以下なものですから、それは必要ないという形になります。

以上で説明を終わります。

○横尾委員長 よろしいでしょうか。

○津久井委員 はい、はい、はい。

○横尾委員長 ほかにございますか。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 ありません、はい。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 142 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 142 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 149 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 9 号) についてのうち、総務常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。半田財政課長。

○半田財政課長 財政課長の半田です。よろしくお願いいたします。

議案第 149 号 「令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 9 号)」のうち、関係予算の内容についてご説明いたします。

今回の補正は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するため、関係予算を追加議案として計上したものであります。

お手元の「令和 5 年度補正予算に関する説明書」の、表紙に「一般会計 (第 9 号)」と記載されているものになりますが、その 3 ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

上の段、15 款「国庫支出金」 2 項 1 目「総務費国庫補助金」 6 億 9,653 万 7,000 円の増につきましては、物価高騰による影響が特に大きい住民税非課税世帯に対しまして、1 世帯当たり 7 万円を給付する給付金事業及び学校給食における賄い材料費の高騰に伴いまして追加支援策を実施する財源としまして、「物価高騰対応地方創生臨時交付金」を計上するものであります。

以上で、「令和 5 年度一般会計補正予算 (第 9 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○横尾委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

執行部の説明に対し、質疑はございますか。

(「ありません」と言う者あり)

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 149 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 149 号中、総務常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 150 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。はい、小泉人事課長。

○小泉人事課長 はい、人事課長の小泉です。よろしくお願ひいたします。

議案第 150 号 「鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、ご説明をいたします。

お手元の「新旧対照表」、表紙に（その 2）と書かれている「新旧対照表」なのですが、そちらの 1 ページをご覧いただきたいと思ひます。

本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、市議会議員の期末手当の額を、「年 0.1 月分」引き上げるものであります。

なお、12 月 8 日の追加議案の説明の際にも質疑が出されましたので、再度ご説明をさせていただきますと思ひます。

まず、新旧対照表の上段の（第 1 条による改正分）では、本年 12 月 5 日に既に支払われた分の改正が記されており、「100 分の 165」が「100 分の 10（すなわち 0.1 カ月分）」増えまして、「100 分の 175」になっております。

さらに、下段の新旧対照表（第 2 条による改正分）では、来年 6 月と 12 月に支給される期末手当の率が記されており、上段で改正しました「100 分の 175」から「100 分の 170」に「100 分の 5（0.05 カ月分）」が減っておりますが、元々の上段左側の現行「100 分の 165」からは「100 分の 5（0.05 カ月分）」増えており、来年 6 月と 12 月の 2 回支給により、「100 分の 10（0.1 カ月分）」増えることとなります。

補足になりますが、本年分の 0.1 カ月分の差額につきましては、今議会で議決をいただいた後に、12 月 27 日に支給を予定しております。

以上で、「鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」説明を終わります。

（「鰐原議員」と言う者あり）

○小泉人事課長 議員さんは入ってない。はい。

○横尾委員長 はい。

ただいまの説明に関しまして、何かご不明な点がありましたら、質疑を受けます。

（「俺は賛成だけれども、大貫さん、出ているかな」と言う者あり）

○横尾委員長 私語は、私語は差しつかえてください。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 150 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 150 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 151 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 はい、人事課長の小泉です。

議案第 151 号 「鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ご説明をいたします。

先ほどのお手元の「新旧対照表（その 2）」の 2 ページをご覧いただきたいと思ひます。

本議案は、議案第 150 号同様、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、

市長、副市長及び教育長の期末手当の額を「年 0.1 カ月分」引き上げるものであります。

なお、新旧対照表の上段と下段の違いにつきましては、先ほどの議員報酬の改正と同様のものとなります。

以上で、「鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○横尾委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○横尾委員長 別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 151 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 151 号については、原案どおり可とすることに決しました。

152 号、最後かな。

（「はい、最後です」と言う者あり）

○横尾委員長 次に、議案第 152 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。小泉人事課長。

○小泉人事課長 はい、人事課長の小泉です。

議案第 152 号 「鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、ご説明をいたします。

お手元の「新旧対照表（その 2）」の 3 ページをご覧ください。

本議案は、人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改正に準じ、一般職の職員の給料表及び期末手当、勤勉手当の額を引き上げるものであります。

主な内容ですが、まず、一般職の職員の給料表の改定についてであります。が、「新旧対照表」の 4 ページ以降に記載しております給料表のとおり、民間との格差が広がっている若年層を中心に、大学卒業程度が月額で 1 万 1,000 円、高校卒業者が月額で 1 万 2,000 円引き上げられるなど、再任用職員も含めた全世代において増額の改定となっております。

あわせて、期末手当及び勤勉手当の額について、それぞれ「年 0.05 カ月分」、合計で議員の皆様や市長等の特別職の改正と同様に「年 0.1 カ月分」を引き上げるものであります。

なお、期末手当及び勤勉手当の改正にかかる新旧対照表の 3 ページと、あと 9 ページのほうですね、の違いにつきましては、先ほど議員報酬及び市長等の改正と同様のものとなります。

以上で、「鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の説明を終わります。

○横尾委員長 はい。執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○横尾委員長 はい。別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 152 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○横尾委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 152 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 3 1 分)